

事 務 連 絡
令和6年11月13日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁支援局障害児支援課

同一世帯に複数の障害児が居る世帯における
利用者負担上限額管理結果票の電子化に係る事務手続等について

日頃より、児童福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

同一世帯に障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合に、現在、上限額管理事業所が市町村に対して帳票等で提出している複数児童用の利用者上限額管理結果票については、令和7年5月請求（4月サービス提供分）から、請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となります。

そのためのシステム改修内容等については、「就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化等に係るインタフェース仕様書（案）の提示について」（令和6年10月3日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係事務連絡）においてインタフェース仕様書をお示したところですが、今般、電子化請求に係る事務手続き等について、障害児通所支援事業所等に説明するためのリーフレットを別添のとおり作成しました。

都道府県におかれては、管内市区町村に周知いただくとともに、システム改修を予定している自治体におかれましては、問い合わせ先を追記する等、適宜ご修正の上、周知・広報にご活用いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

こども家庭庁支援局障害児支援課

企画法令係

TEL：03-6861-0062

E-mail：shougaiishien.hourei@cfa.go.jp